尼崎市戸籍総合システム更新に係る情報提供依頼に係る機密保持誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という。）は、尼崎市（以下、「甲」という。）が実施する「尼崎市戸籍総合システム更新に係る情報提供依頼（以下、「RFI」という。）に関し、機密保持に関する以下の条項について遵守することを誓約する。

（機密情報）

第1条　本誓約における機密情報とは、本誓約書提出日以降に甲から乙に対して開示されるRFIに関する情報で、乙には入手できない情報とする。

（適用除外）

第2条　前条の規定に関わらず、次の各号に該当する情報は本誓約書にいう機密情報の対象から除外する。

（１）乙が甲より情報の開示を受けた時点で、既に公知となっている情報

（２）乙が甲より情報の開示を受けた後に、乙の故意又は過失によらない事由により公知となった情報

（３）乙が甲より開示を受ける前に乙が自ら知徳し、または正当な権限を有する第三者から正当な手段により入手していた情報

（４）裁判所又は行政機関からの命令もしくは法令に基づき提出を求められた情報

（機密保持）

第3条　乙は、甲から開示を受けた機密情報を、甲の事前の書面による許可がない限り、第三者に対して開示、提供又は漏洩しないこと。

（目的外使用の禁止）

第4条　乙は、機密情報をRFIのために必要な限りにおいて利用できるものとし、RFI以外の目的に使用しないこと。

（損害賠償）

第5条　乙が本誓約に定める事項に違反したことにより、甲に損害を与えた場合は、乙に損害を賠償する責任があることを認めること。

（情報の廃棄）

第6条　乙は、甲からの要請を受けた場合またはRFIが終了した場合において、当該機密情報を速やかに廃棄すること。

（機密保持義務の継続）

第7条　乙は、RFIの終了後においても、引き続き機密保持の義務を負うこと。

（その他）

第8条　その他、甲から開示を受けた情報の機密保持に関して適切な措置を講じること。

令和７年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞